

議案第56号

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって多可町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をした者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の要件等)

第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表第1号の中欄又は第45条第2項の表第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表第1号の下欄又は第45条第2項の表第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税につ

いて課税免除をすることができる。

(1) 製造業又は旅館業 500 万円（資本金の額等が、5,000 万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000 万円、1 億円を超える法人が行うものにあつては2,000 万円）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円
(課税免除の期間)

第3条 前条の規定により課税免除する期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度とする。

(課税免除の申請等)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容について審査し、課税免除の額等を規則で定める通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により固定資産税の課税免除を受けた者は、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(課税免除措置の承継)

第5条 固定資産税の課税免除を受けた者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、事業が継続される場合に限り、承継者は、町長に届け出て、当該課税免除の承継を受けることができる。

(課税免除の取消し)

第6条 町長は、固定資産税の課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止し、若しくは休止したとき又は事業が休止の状況にあると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により課税免除を受けているとき。

(3) 町税又は町の使用料を滞納しているとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。